

岩手県告示第239号

岩手県ひとにやさしいまちづくり表彰実施要綱を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県ひとにやさしいまちづくり表彰実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県表彰規程(昭和26年岩手県告示第115号)第6条の規定に基づき、ひとにやさしいまちづくりの推進に関し顕著な功績のあったものの表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2 表彰の対象は、施設の整備、製品の開発、普及啓発等によりひとにやさしいまちづくりの推進に顕著な功績があったものとする。